

本協議会の進め方について

資料 2 - 1 (別紙)

【スケジュール (案)】

実施項目	令和 6 年度						令和 7 年度						令和 8 年度～								
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
●会議開催																					
協議会	8/27											予定									年1回開催 (第1四半期予定)
幹事会																					年4回程度開催 (適宜)
部会																					適宜設置開催
●議題																					
ビジョン	幹事会において、ビジョン (案) を作成し、協議会で承認いただく。 公園計画の基本方針に反映させ、所定の手続きを経て決定する。																				
管理運営方針											幹事会において、管理運営方針 (案) を作成し、協議会で承認いただく。 公園計画の基本方針に反映させ、所定の手続きを経て決定する。										
行動計画・地域ルール											幹事会において、行動計画 (案) を作成し、協議会で承認いただく。 国立公園管理運営計画の一部として反映させ、所定の手続きを経て決定する。										
部会	幹事会において、部会設置について検討										必要に応じて、部会を設置し、個別課題について議論										

(用語の定義)

ビジョン	国立公園の風景型式及び公園の利用の現況並びにそれらの特性を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、その特性に対応した適正な利用が行われるよう、中長期的な視点に立ち、公園の望ましい姿 (公園の保護すべき資源、利用の方向性等)、公園が提供すべきサービス (役割、機能)、公園の価値や保全・利用の目標をわかりやすく示したものを。
管理運営方針	ビジョンの実現に向け公園を管理運営していくに当たっての方向性を示したものであり、「保護に関する事項」と「利用に関する事項」に分けて記載する。 「保護に関する事項」として、当該公園の主要な保護対象及びそれらの保護管理の方針、特別地域 (特別保護地区並びに第 1 種、第 2 種及び第 3 種特別地域)、海域公園地区及び利用調整地区等の指定方針等について記載する。 また、「利用に関する事項」として、主たる利用形態、公園区域内外にわたる利用動線の現況と今後の方針、主要な利用拠点又は利用施設の配置及び整備の方針、特定の地域における利用規制に関する方針等を記載する。
行動計画	ビジョン、管理運営方針等に基づき、自然環境の保全、利用施設の整備及び取組内容及び役割分担について整理したもの。
地域ルール	国立公園の全部又は一部の地域において、自然環境や利用状況を踏まえて定める地域特有の自然環境保全及び適正利用の推進のための自主的なルールや遵守事項。